

## 平成 2 2 年度事業計画

建設産業は地域経済において、社会資本の整備、雇用の維持、県民所得の下支え、生活環境の維持、関係取引の波及効果等の重要な役割を担っています。

しかしながら、ここ 10 数年におよぶ公共事業抑制政策により、地方における建設投資額は大幅な減少をきたし、地域建設業の経営は非常な苦境に陥っております。

加えて、昨年総選挙によって政権を獲得した民主党の鳩山内閣は、内需拡大政策を公共投資による景気刺激から直接補償による消費拡大へ転換すると宣言しております。

平成 21 年度の補正予算見直しにおいても 9 千億円余りの公共事業が執行を停止されましたが、平成 22 年度予算編成においても 18.3% におよぶ過去最大の削減幅が示され、今後も公共事業の大幅な減少が予想されています。

青森県の平成 22 年度一般会計当初予算は 6,923 億円、平成 21 年度当初比で 11 億円、0.2 パーセントの増となり、10 年連続して緊縮型の予算編成が続いています。

県は「財政再建団体」への転落回避を最優先の課題として行政改革に取り組み、「元金ベースでのプライマリーバランスの実質的な黒字転換」を達成して、財政健全化を着実に進めているところです。こうした改革努力にもかかわらず、過去数年にわたる地方交付税総額の削減や社会保障関係費の増加等により県財政は厳しい運営を余儀なくされており、県予算の抑制傾向は今後も続くものと予測されます。

県土整備部関係の 22 年度予算については、一昨年策定された「青森県基本計画 未来への挑戦」との一体性を確保しつつ、「選択と集中」を徹底して「最小の経費で最大の効果」をあげることに努め、地域に応じた整備と維持管理を効率的に推進するとともに「雇用の創出・拡大」を意識した予算編成が行われております。

普通建設事業費全体としては、東北・北海道新幹線鉄道整備事業費負担金を除いたベースで 5.2% の減、国の 21 年度第二次補正予算関連事業費を合算したベースでは 1.1% の減となりました。このうち公共事業関係費については、国の本年度予算の措置状況等により大幅減が見込まれるなかで事業費の確保に配慮した結果、一般公共事業費と国直轄事業負担金の合計で、14.3% の減という予算が確保されています。

このような厳しい状況にあっても、地域経済の再生と県民生活の基盤整備に重要な役割を持つ建設業界は、その社会的使命と責任の重大さを再認識し県民に信頼される事業を行い、地域の発展に貢献していかなければなりません。

世界同時不況が我が国経済にも波及し、我が国の昨年度の経済成長率はマイナスとなる見通しです。また国内の失業率はさらに高まり、当面の間デフレ傾向が続くだろうと予測されています。

こうした経済情勢にあっては、さらなる景気対策において公共事業の持つ経済波及効果と雇用維持機能が改めて評価されることを期待するものです。県当局も公共事業量の確保の努力と建設産業に対する支援の姿勢を明らかにしております。

私達は建設業界を取りまく環境の大変動に対応するため、組織の強化を図りながら、社会資本の整備を通じて地域社会に貢献する団体として自らの責務の重要性を深く認識し、一致団結してこの難局を乗り切っていかなければなりません。

当協会は建設業に関する行政担当者及び発注者との意見交換および要望などの場を設けて、公共事業に対する理解を求めると同時に、建設産業の支援策の充実を求めていくことが重要であると考えております。

県予算に計上された公共事業関係費、県単独事業費ならびに県内の国家プロジェクトについては、当協会会員をはじめとする地元企業の受注の確保に一層の努力をしなければならぬと考えております。

常置委員会および青年部会の活動を積極的に推進し、ダンピング対策の徹底・不良不適格業者の排除をはじめとする、建設業界が直面する様々な課題の対応にも真剣に取り組んでいくことといたします。

また、「公共施設防災パトロール」を受託し災害発生時の緊急対応を行うとともに、「こども110番活動」などの犯罪防止活動、交通事故防止活動などの地域貢献活動にも積極的に取り組んでまいります。同時に、こうした「企業の社会的責任(CSR)」に対して適切な評価が得られるようなアピールを継続してまいります。

さらに本年度も、「地域建設業経営強化融資制度」に基づく転貸融資事業を継続して、会員企業の資金繰りを支援いたします。昨年から実施されている、「建設業と地域の元気回復助成事業」についても事業管理者としての役割を果たし、新たな事業展開の支援に努めることとしております。

また本年度は、建設業を取りまく環境の変化に対応して、独占禁止法に関連する適正取引、企業価値の維持・向上につながるBCP(「事業継続計画」)、ICT(情報通信技術)を活用した各種の施工管理手法(「情報化施工」「ASPを活用した情報共有化システム」)、産業廃棄物処理に関わる法令改正等の講習会・研修会を実施し、会員企業評価の向上を図ってまいります。

加えて、平成20年度から施行されている公益法人改革3法に対する当協会の対応を機関決定し、平成25年度までに公益社団法人、一般社団法人いずれかへの移行手続きを完了しなくてはなりません。

このために、協会組織の在り方の検討や定款の全面改定、公益法人会計の全面導入、申請資料の整備などの具体的作業を本格化させていく方針です。

こうした諸課題に対処しつつ、県民の信頼を得る業界を目指し「活力と魅力あふれる産業」として一層の発展を図るため、本年度は次の諸施策を実施していく方針です。

## 1. 事業推進の主要方針

公共事業費の確保・維持について

公共工事施工平準化のための政策の拡大について

東北地方に対する公共投資の傾斜配分について

国、県、市町村、独立行政法人及び高速道路会社等の発注工事の適期発注及び地元建設業者への優先発注対策について

原子燃料サイクル施設等の建設工事の受注対策について

公共工事の適正積算、適正工期の確保および適切な設計変更の対応について

ダンピング受注防止対策について

若年建設労働者確保対策及び建設雇用改善推進事業の促進について

適切な入札、契約制度の実現と対応施策の展開について

「建設系廃棄物マニフェスト」の普及促進と建設副産物有効利用について

建設労働災害防止の対策について

建設業退職金共済制度、建設業福祉共済制度、第3者賠償責任補償保険の加入促進と社会保険加入事業所の適正評価について

建設工事からの不良不適格業者、暴力団等徹底排除の推進について

経営合理化、技術向上等のための研究、講習、研修会の開催について

「地域防災活動連絡協議会」等による、国、県との災害応急対応体制の協議について

「地域建設業経営強化融資制度」に基づく転貸融資事業等のセーフティネットへの対応について

「建設業と地域の元気回復助成事業」の事業管理者業務について

県内市町村発注工事における前払い制度の促進について

公益法人改革対応の具体的作業の推進について

その他

## 2. 事業計画

### (1) 会議

(イ) 常任理事会は年12回以内

(ロ) 理事会は年3回以内

(ハ) 監事会は年2回以内

(ニ) 各種委員会は年3回以内

### (2) 連絡協議

(イ) 国、県等の関係官公庁との連絡協議

(ロ) (社)全国建設業協会との連絡協議

(ハ) 東北建設業協会連合会、東北経済連合会との連絡協議

- (二) 日本原燃(株)、電源開発(株)、鉄道建設・運輸施設整備機構等との連絡協議
- (3) 調査研究及び要望、陳情
  - (イ) 国、県等の新しい入札契約制度および独占禁止法関係法令の調査研究
  - (ロ) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴う、総合評価方式および工事の品質確保、コスト管理についての調査研究
  - (ハ) 公共事業労務費の実態調査と適正化
    - (二) 若年建設労働者確保対策及び雇用改善対策についての調査研究
  - (ホ) 建設労働災害防止対策についての調査研究
  - (ヘ) 建設産業における生産システム合理化について
  - (ト) 建設技術(工法、機械、克雪等)研究
  - (チ) 公共土木、建築工事等の積算の適正化
  - (リ) 産業廃棄物関係法令および建設副産物の有効利用と処分対策の調査研究
  - (ヌ) 必要に応じた各関係官公庁への陳情
  - (ル) 民間関連事業者(原子燃料サイクル関係等)への陳情
  - (オ) 公益法人改革に関する対応の調査・検討
- (4) 研修、講習事業
  - (イ) 独占禁止法に関連する適正取引の研修
  - (ロ) B C P(「事業継続計画」)に基づく企業価値の維持・向上に関する研修
  - (ハ) I C T(情報通信技術)を活用した「情報化施工」「A S Pを活用した情報共有化システム」の研修
    - (二) 産業廃棄物処理に関わる法令改正等の研修
  - (ホ) その他経営労務・技術向上に関わる研修

### 3. 啓発指導、受託事業

- (1) 関係団体、報道機関との情報交換
- (2) 建設業退職金共済事業、法定外労災補償制度、前払保証事業、第三者賠償責任補償保険等の加入促進活動
- (3) 雇用改善事業、建設業振興基金、全国建設研修センター等の事業実施
- (4) 「地域建設業経営強化融資制度」に基づく転貸融資事業
- (5) 「建設業と地域の元気回復助成事業」の事業管理者業務

### 4. 栄典及び表彰関係

- (1) 叙勲及び国家褒章並びに全国建設業協会等の表彰に関する事項
- (2) 優良事業所及び優秀従業員、職員の表彰に関する事項
- (3) 建設雇用改善優良事業所の表彰に関する事項

5 . 各種申請、届出用紙、建設系廃棄物マニフェストの頒布並びに関係資料の配布